

# 家事事件を取り扱うADR事業者一覧（法務省認証ADR事業者）

令和8年3月現在

- 「対応可能な家事事件の種類」に記載がある家事事件でご利用いただけます。
- 以下のすべての事業者が**特定和解を取り扱っています**。  
 特定和解：かいつサポート（認証ADR）で成立した和解のうち、その和解に基づいて民事執行をすることができる旨の合意がされたものについては、裁判所の決定を得ることにより、強制執行をすることができます（ただし一部例外があります）。
- サービスの詳細については各事業者にお問い合わせください。

項目/事業者名（法務省の認証番号順）	埼玉県行政書士会	静岡県行政書士会	大分県司法書士会
共同親権制度下の子の監護等を巡る紛争（※1）について取扱い予定の有無	-	未定	-
オンラインによる申込みの可否	-	-	-
ウェブ会議実施の可否	-	-	-
チャットでの手続の可否	-	-	-
資料のメール等での提出の可否	-	-	-
手続実施者の構成	弁護士 行政書士(兼家事調停委員・民事調停委員)	行政書士	司法書士 弁護士
手続実施者の人数	2人	2人	2人
土日祝日対応の有無	土曜日のみ	土日祝日すべて	原則平日。 当事者・調停実施の都合が合えば、土日祝も可能。
夜間対応の有無	-	-	-
同席調停・別席調停の別	原則別席	原則同席	原則別席
事前相談実施状況	対面で実施(無料)	対面で実施(無料)	なし
対応可能な家事事件の種類	離婚・夫婦関係調整(円満調整)・相続のみ	離婚・夫婦関係調整(円満調整)・相続のみ	相続登記に関連する遺産分割協議のみ
家事事件以外の取扱いの有無	○	○	○
対応可能な地域	埼玉県及びその隣接都県	静岡県	大分県
モデル事案における想定費用（※2）	直接事業者にお問い合わせください	1万円以上5万円未満	-
親子（面会）交流支援の実施の有無	-	-	-
アピールポイント	離婚紛争は未成年の子がいない場合のみ取り扱っている。 その他の家事事件として、相続紛争も取り扱っている。	在留資格に関する知見を生かし日本人と外国人との紛争に特化しています。具体的には、①在留資格の得喪に係る身分関係の紛争②学校内における紛争③職場環境に関する紛争④日常生活上の紛争の4分野となります。	司法書士の業務は、家事事件については代理権がありませんので、相続登記に関することに特化しています。弁護士が調停実施者として参加していますので、弁護士法に違反することはありません。

※1 例えば、子の進学や転居等、共同親権者の合意の下に親権行使すべき事項に関する親権者間の合意や、監護の分掌等に関しあらかじめ合意をする場合等が想定されます。

※2 「離婚の合意ができていない夫婦が、子どもの養育費や親子交流の条件決めを行う」場合（期日を2回開催し、合意書を作成する場合を想定）にかかるおおよその費用を記載しています。